

第 7 回報告書案作成委員会の確認事項

1 第 6 回作成委員会の確認、第 3 回作成委員会議事録について

- ・第 6 回作成委員会の確認事項及び第 3 回作成委員会議事録について了承された。

2 最終報告書について

- ・各グループリーダー等から、前回検討委員会におけるグループでの検討状況等についての報告が行われ、また、資料 3、参考資料をもとに以下議題についての検討が行われた。

【最終報告書の到達目標について】

- ・最終報告書は、条例のイメージに近いものを目指すことが確認された。

(グループ別・テーマ別討議の段階(6月26日の第12回検討委員会まで)で上記イメージのものを各グループで検討し、報告することとなった)

【最終報告書の全体構成について】

- ・構成、表現(条文、解説)とも、市民にわかりやすい条例素案の作成を目指すことが確認された。

【グループ間で重複する項目等について】

- ・グループ間で重複する項目については、検討委員会での意見交換時で調整を図ること、事務局からも積極的に重複項目を指摘していくことが確認された。

重複が考えられる項目例(二院制と住民投票(両者は代替関係にある)区民会議など)

- ・また、これまでに議論されなかった論点については、作成委員からグループ別討議において提案することが確認された。(学識者委員の意見も参考にする)

- ・なお、重複項目やこれまでに議論されなかった論点のうち、扱うグループが確認された項目は以下のとおりである。

公益通報制度(グループ2) 総合計画の作成手続き(グループ1)

(市民提案制度、審議会・審査会、監査委員、外郭団体、平和的生存権等については、グループ別討議の状況を踏まえて、どのグループで検討するべきかを判断していくことになった)

3 作成委員会における検討項目の進め方等について

- ・作成委員会における検討項目のうち、「自治基本条例の必要性と意義」、「条例のポイント」、「自治体における市民、議会、行政の関係」については、各グループに認識として共有するもの、前文の中で反映されているもの、各グループの検討課題として重複しているものなどであるため、検討に漏れがないことから、資料 4(「作成委員会・検討委員会論点メモ」)から割愛したことが了承された。

- ・作成委員会における検討項目については、委員会の間で、委員による作業等は特に行わず、次回以降の作成委員会で検討することとなった。